

●恵庭市まちづくり基本条例検証報告書(案)新旧対照表

新(案:資料39)	旧(たたき台:資料37)	備考欄
<p>◎ 目次</p> <p>目次</p> <p>1. 検証にあたって 1～ 2</p> <p>2. 重点項目の検証結果</p> <p>【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画 3～ 4</p> <p>【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み 5～ 7</p> <p>【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み 8～ 9</p> <p>【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み 9～10</p> <p>3. 検証結果の報告 10</p> <p><u>4. その他 各委員からの意見 11～13</u></p> <p>●参考資料</p> <p>(1) 恵庭市まちづくり基本条例 14～18</p> <p>(2) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱 19～20</p> <p>(3) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会委員名簿 21</p> <p>(4) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会の開催状況 22</p>	<p>◎ 目次</p> <p>目次</p> <p>ページ</p> <p>1. 検証にあたって 1～ 2</p> <p>2. 重点項目の検証結果</p> <p>【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画 3～ 4</p> <p>【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み 4～ 7</p> <p>【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み 7～ 8</p> <p>【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み 9～10</p> <p>3. 検証結果の報告 10</p> <p>●参考資料</p> <p>(1) 恵庭市まちづくり基本条例</p> <p>(2) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱</p> <p>(3) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会委員名簿</p> <p>(4) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会の開催状況</p>	<p>(追加)</p>
<p>◎ 1ページ 下段</p> <p>(以上 略)</p> <p><u>この検証報告書が、恵庭市の協働のまちづくりの推進に活用されることを委員一同願っております。</u></p> <p><u>なお、委員から報告書として取りまとめた意見以外に出された意見は、各項目ごとに「その他の主な意見」として掲載した他、各委員が特に加えたい意見については、末尾に掲載しております。</u></p>	<p>◎ 1ページ 下段</p> <p>(以上 略)</p> <p><u>重点項目以外でも協働のまちづくりに関する事項としての重要なものについては議題とし検証いたしました。</u></p> <p>恵庭市の協働のまちづくりの推進にこの検証結果が活用されることを委員一同願っております。</p>	<p>(変更)</p>

新（案:資料39）	旧（たたき台:資料37）	備考欄
<p>◎ 3ページ（1）施策の現状</p> <p>平成27年4月に策定された「行政評価マニュアル」は、恵庭市の行政評価システムを明らかにし、事務事業評価の手法を定めるとともに、まちづくりの市民参加について事業分類ごとに判定フローを作成し、事業実施に当たってどういった市民参加が必要なのかを明らかにしています。</p> <p>まちづくり基本条例が施行された後に策定されたこのマニュアルに事業の実施に当たって行うべき市民参加の手法について分かりやすくフローで示したことは、市民参加を進める上で効果的で、市民協働を実現させることに有効であると認めることができます。</p> <p>また、市民参加調書によると4.3の全ての事業で市民参加を実践しており、中でも計画策定事業においては、都市計画などの専門性の高い特殊なものを除き、ホームページの活用やパブリックコメントの実施、市民委員会等での審議といったマニュアルに定められた手法が執られていました。</p> <p>このように、行政評価マニュアルというツールを通じて、市の事務執行に条例の精神を反映させることができていると確認いたしました。</p>	<p>◎ 3ページ（1）施策の現状</p> <p>平成27年4月に策定された「行政評価マニュアル」は、恵庭市の行政評価システムを明らかにし、事務事業評価の手法を定めるとともに、まちづくりの市民参加について事業分類ごとに判定フローを作成し、事業実施に当たってどういった市民参加が必要なのかを明らかにしています。</p> <p>まちづくり基本条例が施行された後に策定されたこのマニュアルに事業の実施に当たって行うべき市民参加の手法について分かりやすくフローで示したことは、市民参加を進める上で効果的で、市民協働を実現させることに有効であると認めることができます。</p> <p>また、市民参加調書を基に4.3の事業における市民参加・参画の状況を確認したところ、全ての事業で市民参加を実践しており、中でも計画策定事業においては、都市計画などの専門性の高い特殊なものを除き、ホームページの活用やパブリックコメントの実施、市民委員会等での審議といったマニュアルに定められた手法が執られていることを確認しました。</p> <p>このように、行政評価マニュアルというツールを通じて、市の事務執行に条例の精神を反映させることができていると確認いたしました。</p>	<p>（変更）</p>
<p>◎ 4ページ（3）その他の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価の仕組みが難しい。行政内部だけでなく、市民が理解できるような仕組みを考える必要がある。</li> <li>・多くの市民に関心を持ってもらうために、公表や周知方法においては多様な手法を検討することが大切。（例えば、<u>大型商業施設</u>との連携）</li> <li>・行政は分野が広いので、「何年後かにこんなまちになる」という方向性が見えづらい。</li> </ul>	<p>◎ 4ページ（3）その他の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価の仕組みが難しい。行政内部だけでなく、市民が理解できるような仕組みを考える必要がある。</li> <li>・多くの市民に関心を持ってもらうために、公表や周知方法においては多様な手法を検討することが大切（例えば、<u>デパートなど商業施設</u>との連携）</li> <li>・行政は分野が広いので、「何年後かにこんなまちになる」という方向性が見えづらい</li> </ul>	<p>（変更）</p>

新 (案:資料39)	旧 (たたき台:資料37)	備考欄
<p>◎ 4ページ【重点項目2】(1)施策の現状</p> <p>平成29年度の市民活動センターは、会員数142団体個人(正会員86, 賛助会員14, 応援企業42)、役員11名(理事9, 監事2)で、相談等2, 980件、機器貸出し140件、印刷機利用509件、会議室貸出し863件の活動実績となっています。</p> <p>このほか交流事業として「市民活動センターまつり つながるフェスタ」を開催し、平成29年度は300人を超える市民が参加し賑わいをみせています。</p> <p>市民活動センターの設立から3年が経過し、会員数は当初の52団体個人から142団体個人に増加しており、市民活動の広がりを確認することができます。</p> <p>また、平成30年4月からは、「アルファコート緑と語らいの広場 えにあす」に活動拠点を移し、施設の充実も図られています。</p> <p><u>現在</u>、市民活動支援拠点としての組織の安定や社会的信用の確立を目指して、NPO法人化に<u>取り組んでおり</u>、まちづくり基本条例制定後の取組みは年々進んでいることを確認しました。</p>	<p>◎ 4ページ【重点項目2】(1)施策の現状</p> <p>平成29年度の市民活動センターは、会員数142団体個人(正会員86, 賛助会員14, 応援企業42)、役員11名(理事9, 監事2)で、相談等2, 980件、機器貸出し140件、印刷機利用509件、会議室貸出し863件の活動実績となっています。</p> <p>このほか交流事業として「市民活動センターまつり つながるフェスタ」を開催し、平成29年度は300人を超える市民が参加し賑わいをみせています。</p> <p>市民活動センターの設立から3年が経過し、会員数は当初の52団体個人から142団体個人に増加しており、市民活動の広がりを確認することができます。</p> <p>また、平成30年4月からは、「アルファコート緑と語らいの広場 えにあす」に活動拠点を移し、施設の充実も図られています。</p> <p><u>今後は</u>、市民活動支援拠点としての組織の安定や社会的信用の確立を目指して、組織のNPO法人化に<u>取り組むこととしており</u>、まちづくり基本条例制定後の取組みは年々進んでいることを確認しました。</p>	(変更)
<p>◎ 4ページ【重点項目1】視点②、(1)取組みの現状、(2)今後の取組み</p> <p><u>視点② 未来を担う子ども達の豊かな成長を願い、家庭や学校と地域が一体となった子育てを促進するための取組みを考える。</u></p> <p><u>(1) 取組みの現状</u>  <u>未来を担う子ども達の豊かな成長を願い、教育現場はもちろんのこと地域住民や市民団体等を主体とした読書活動や通学合宿、農業体験、体力向上などの様々な活動が地域ぐるみで支えられ、取り組まれていることを確認しました。</u></p> <p><u>(2) 今後の取組み</u>  <u>未来を担う子ども達が知・徳・体のバランスの取れた成長をとげ、高度情報化、国際化、価値観の多様化する社会をたくましく生きていく力を身に付けることができるよう、これまで行われている体験型事業の充実を図るとともに、家庭と学校、地域住民や市民団体等が更なる連携を深め、子ども達の豊かな学びを創造する地域の教育力の向上を図る必要があると考えます。</u></p>		(新設)

新 (案:資料39)	旧 (たたき台:資料37)	備考欄
<p>◎ 5ページ (2)今後の取組み</p> <p>現在、コーディネーター1名体制で市民活動団体から寄せられる様々な要望や問合せに対応しており、組織としての安定性やその基礎となる安定的な収入の確保などが課題となっています。</p> <p>市民活動支援の本格的な取組みは始まったばかりですが、今後は、組織と収入の安定に向けた方策を講じることで一層の市民活動の充実、活発化に向けて取り組むことが必要です。当面の間、市民活動センターが自立して運営できるように、市がその活動をサポートしていくことが必要であると考えます。</p>	<p>◎ 5ページ (2)今後の取組み</p> <p>現在、コーディネーター1名体制で市民活動団体から寄せられる様々な要望や問合せに対応しており、組織としての安定性やその基礎となる安定的な収入の確保などが課題となっています。</p> <p>市民活動支援の本格的な取組みは始まったばかりですが、<u>着実にその活動は広がりを見せています。</u></p> <p>今後は、組織と収入の安定に向けた方策を講じることで一層の市民活動の充実、活発化に向けて取り組むことが必要<u>ですが</u>、市民活動センターが自立して運営できるように、市がその活動をサポートしていくことが必要であると考えます。</p>	<p>(削除) (変更)</p>
<p>◎ 6ページ (3)その他の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手の担い手が増えることにより、町内会の役割も変わる。</li> <li>・難しい課題も1か所で解決すれば、他へ波及し地域活動の活性化が図られる。</li> </ul>	<p>◎ 6ページ (3)その他の主な意見</p> <p><u>・地域課題解決のために予算がつけば協働の動きも変わる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手の担い手が増えることにより、町内会の役割も変わる。</li> <li>・難しい課題も1ヶ所で解決すれば、他へ波及し地域活動の活性化が図れる。</li> </ul>	<p>(削除)</p>

新（案:資料39）	旧（たたき台:資料37）	備考欄
<p>◎ 7ページ (2)今後の取組み</p> <p>今後さらに、防災のための資機材の整備の補助を行う自主防災組織等活動支援助成事業の実施や防災学習会等による支援を行うことにより、組織率を高め、防災活動の活発化に取組みを進める必要があります。</p> <p>自主防災活動を通じて地域のつながりや結びつきが強まり、地域コミュニティの維持や深化につながることを期待されます。</p> <p><u>防災において一番重要なのは情報の伝達であり、地域での自発的な取組みを尊重しつつ、行政が効果的に関わっていく必要があると考えます。</u></p>	<p>◎ 7ページ (2)今後の取組み</p> <p>今後さらに、防災のための資機材の整備の補助を行う自主防災組織等活動支援助成事業の実施や防災学習会等による支援を行うことにより、組織率を高め、防災活動の活発化に取組みを進める必要があります。</p> <p>自主防災活動を通じて地域のつながりや結びつきが強まり、地域コミュニティの維持や深化につながることを期待されます。</p> <p>このため、地域での自発的な取組みを尊重しつつ、行政が効果的に関わっていく必要があると考えます。</p>	(追加)
<p>◎ 7ページ (3)その他の主な意見</p> <p>・防災は初期段階から軽く考えずに対応していくことが大切であり、庁内全体で取り組む体制が必要。</p>	<p>◎ 7ページ (3)その他の主な意見</p> <p><u>・防災において一番重要なのは情報の伝達であり、そのツールはしっかりと整備しておく必要がある。</u></p> <p>・防災は初期段階から軽く考えずに対応していくことが大切であり、庁内全体で取り組む体制が必要。</p>	(削除)
<p>◎ 8～9ページ (3)めざす職員像</p> <p>職員は、<u>更に</u>自己研鑽に努め、地域活動にも積極的に参加し、基本条例に規定されているように「まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加する」職員となっていくよう期待しています。</p>	<p>◎ 8ページ (3)めざす職員像</p> <p>職員は、自己研鑽に努め、地域活動にも積極的に参加し、基本条例に規定されているように「まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加する」職員となっていくよう期待しています。</p>	(追加)
<p>◎ 9ページ (4)その他の主な意見</p> <p>・職員の育成（研修）は、従来から引き継ぐ基本的な内容を活かしながら、その時代に対応した新たな課題に対する内容を加味することが大切。</p> <p>・業務改善の取組みは、発表会などで事例を共有・波及させることが重要。</p> <p>・市民にとって「時間」は大切、「待ち時間」「処理時間」はサービス向上の具体的な指標となる。</p> <p>・自己研鑽のため自学自習を行う職員に対しては、その努力を汲み取る仕組みや休暇制度などがあると、個々の職員にモチベーションの向上につながる。</p> <p><u>・新規採用職員研修において、まちづくり基本条例を学ぶ研修が実施されていることは大切なことである。</u></p>	<p>◎ 8ページ (4)その他の主な意見</p> <p>・職員の育成（研修）は、従来から引き継ぐ基本的な内容を活かしながら、その時代に対応した新たな課題に対する内容を加味することが大切。</p> <p>・業務改善の取組みは、発表会などで事例を共有・波及させることが重要。</p> <p>・市民にとって「時間」は大切、「待ち時間」「処理時間」はサービス向上の具体的な指標となる。</p> <p>・自己研鑽のため自学自習を行う職員に対しては、その努力を汲み取る仕組みや休暇制度などがあると、個々の職員にモチベーションの向上につながる。</p>	(追加)

新（案:資料39）	旧（たたき台:資料37）	備考欄
<p>◎ 9ページ【重点項目4】(1)政策形成活動の現状</p> <p>議会の政策形成活動として代表的なものは議員提案による条例制定ですが、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間において、道内の市町村で議員提案により新規制定された条例は僅か6件*1です。</p> <p>この6件のうちの1つが「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」で、市内のスポーツ振興を進める条例となっています。</p> <p>市では、この条例の制定を踏まえ、従前の「スポーツ振興計画」を見直し、新たに平成28年度から10か年の「運動・スポーツ推進計画」を策定し、議員全員が加入する恵庭市議会スポーツ議員連盟と共にスポーツの推進に取り組んでいます。</p> <p>また、平成29年4月1日から施行された「恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例」も議員提案による条例で、他市町村と比べて恵庭市議会は政策形成活動が活発であることが確認できます。</p> <p>今後、この条例の目的に資する取組みを市としてどのように進めていくかが課題となっております。</p>	<p>◎ 9ページ【重点項目4】(1)政策形成活動の現状</p> <p>議会の政策形成活動として代表的なものは議員提案による条例制定ですが、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間において、道内の市町村で議員提案により新規制定された条例は僅か6件*1です。</p> <p>この6件のうちの1つが「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」で、市内のスポーツ振興を進める条例となっています。</p> <p>市では、この条例の制定を踏まえ、従前の「スポーツ振興計画」を見直し、新たに平成28年度から10か年の「運動・スポーツ推進計画」を策定し、議員全員が加入する恵庭市議会スポーツ議員連盟と共にスポーツの推進に取り組んでいます。</p> <p>また、平成29年4月1日から施行された「恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例」も議員提案による条例で、他市町村と比べて恵庭市議会は政策形成活動が活発であることが確認できます。</p> <p>今後、この条例の目的に資する取組みを市としてどのように進めていくか注目されます。</p>	(変更)
<p>◎ 9ページ (2)議会改革</p> <p>まちづくり基本条例の素案の検討を行っていた頃、当時の議会改革検討協議会の主催により、当時の市民委員会の委員と全議員が意見交換を行うといった取組みが行われました。</p> <p>その議会改革検討協議会は、現在は議会改革推進協議会となり、議会議論を深めるための会議日程の見直しや総括質問の代表質問への変更、本会議や委員会を傍聴する市民に配布する資料の充実などの議会改革を進めています。</p> <p>また、議会報のカラー印刷化や本会議のインターネット中継、SNSによる情報発信など市民に対する議会活動の情報発信に取り組む姿勢も確認することができます。</p> <p>まちづくり基本条例に規定する議会の役割と責務や議員の責務に心を配り、二元代表制の一翼を担う住民の代表として市の発展に尽力されることを期待します。</p> <p>*1：総務省「地方自治月報 第58号」より</p>	<p>◎ 9ページ (2)議会改革</p> <p>まちづくり基本条例の素案の検討を行っていた頃、当時の議会改革検討協議会の主催により、当時の市民委員会の委員と全議員が意見交換を行うといった取組みが行われました。</p> <p>その議会改革検討協議会は、現在は議会改革推進協議会となり、議会議論を深めるための会議日程の見直しや総括質問の代表質問への変更、本会議や委員会を傍聴する市民に配布する資料の充実など様々な議会改革を進めています。</p> <p>また、議会報のカラー印刷化や本会議のインターネット中継、SNSによる情報発信など市民に対する議会活動の情報発信に取り組む姿勢も確認することができます。</p> <p>まちづくり基本条例に規定する議会の役割と責務や議員の責務に心を配り、二元代表制の一翼を担う住民の代表として市の発展に尽力されることを期待します。</p> <p>*1：総務省「地方自治月報 第58号」より</p>	(変更)



新（案:資料39）	旧（たたき台:資料37）	備考欄
<p>◎ 10ページ 3.検証結果の報告</p> <p>市民検討委員会では、重点項目を中心にまちづくり基本条例が市の施策にどのように反映されてきたかを検証いたしました。</p> <p>重点項目の検証のとおり、<u>多くの項目で</u>今後も引き続き努力を積み重ねる必要がありますが、条例の精神が市の施策や職員の意識、議会活動などに一定以上浸透していると評価しました。</p> <p>このような現状認識に立って、現行の基本条例の内容を見直すべき情勢の変化もないと判断いたしました。</p> <p>まちづくり基本条例による市のまちづくりは5年前に始まり、条例制定時には機運も高まりましたが、今後も末永くこの条例の精神が、普遍的に市のまちづくりに取り入れられ、施策の隅々にまで浸透していくことを期待し、検証結果の報告とします。</p>	<p>◎ 10ページ 3.検証結果の報告</p> <p>市民検討委員会では、重点項目を中心にまちづくり基本条例が市の施策にどのように反映されてきたかを検証いたしました。</p> <p>重点項目の検証のとおり、今後も引き続き努力を積み重ねる必要がありますが、条例の精神が市の施策や職員の意識、議会活動などに一定以上浸透していると評価しました。</p> <p>このような現状認識に立って、現行の基本条例の内容を見直すべき情勢の変化もないと判断いたしました。</p> <p>まちづくり基本条例による市のまちづくりは5年前に始まり、条例制定時には機運も高まりましたが、今後も末永くこの条例の精神が、普遍的に市のまちづくりに取り入れられ、施策の隅々にまで浸透していくことを期待し、検証結果の報告とします。</p>	(追加)
<p>◎ 11ページ 4.その他 各委員会からの意見</p> <p>※各委員からの意見をそのまま掲載（本検証報告書参照）</p>		(新設)